

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 (フロン回収破壊法) 施行規則 (第2種特定製品関係) の概要について

1 第2種特定製品引取業者関係

(1) 登録の申請等関係

登録の申請

申請者は、申請書(様式第4の2)に次の書類を添えて、業務を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は政令指定都市の長に提出しなければならない。

(法第25条第2項、法第28条において準用する法第12条第2項、規則第12条の2関係)

- イ 申請者が個人の場合は、住民票の写し(外国人の場合は、外国人登録証明書の写し)
- ロ 申請者が法人の場合は、登記簿の謄本
- ハ 申請者が第2種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類
- ニ 申請者が欠格事項に該当しないことを説明する書類

登録基準

第2種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が、第2種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の適正かつ確実な回収の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定める基準(登録基準)は、次のいずれかを有することとする。

(法第27条第1項、規則第12条の3関係)

- イ 第2種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類
- ロ 第2種特定製品の構造に関し十分な知見を有する者が第2種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制

変更の届出

氏名、住所、事業所の名称・所在地、第2種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制等を変更した場合には、届出書(様式第4の3)に変更があった事項に係る書類(変更後の書類)を添えて、都道府県知事又は政令指定都市の長に届け出なければならない。

(法第28条において準用する法第13条第1項、規則第12条の4関係)

2 第2種フロン類回収業者関係

(1) 登録の申請等関係

登録の申請

申請者は、申請書（様式第4の4）に次の書類を添えて、業務を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は政令指定都市の長に提出しなければならない。

（法第29条第2項、法第33条第1項において準用する法第12条第2項、規則第12条の5関係）

- イ 申請者が個人の場合は、住民票の写し（外国人の場合は、外国人登録証明書の写し）
- ロ 申請者が法人の場合は、登記簿の謄本
- ハ 申請者がフロン類回収設備の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類
- ニ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
- ホ 申請者が欠格事項に該当しないことを説明する書類

登録基準

フロン類回収設備の種類及び能力が、第2種特定製品からのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準（登録基準）は、次のとおりとする。（法第31条第1項、規則第12条の6関係）

- イ フロン類の引取りに当たっては、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
- ロ 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

軽微な変更

の変更の届出を都道府県知事又は政令指定都市の長に行うことを要しない軽微な変更は、フロン類回収設備の能力又は数の変更であって、回収しようとするフロン類の種類の変更を伴わないものとする。

（法第33条第1項において準用する法第13条第1項、規則第12条の7関係）

変更の届出

氏名、住所、事業所の名称・所在地、回収しようとするフロンの種類等を変更した場合には、届出書（様式第4の5）に変更があった事項に関する書類（変更後の書類）を添えて、都道府県知事又は政令指定都市の長に届け出なければならない。

（法第33条第1項において準用する法第13条第1項、規則第12条の8関係）

(2) 登録の手続の特例関係 < 自動車分解整備事業者関係 >

登録の申出

申出者は、申出書（国土交通省令様式第 1 ）に次の書類を添えて、フロン類の回収の業務を行う事業所の所在地を管轄する陸運支局長を経由して、地方運輸局長に提出しなければならない。

（法第 32 条第 1 項、国土交通省令第 2 条、登録手続特例省令第 2 条関係）

- イ 申出者がフロン類回収設備の所有権を有すること（申出者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類
- ロ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
- ハ 申出者が欠格事項に該当しないことを説明する書類

登録基準

フロン類回収設備の種類及び能力が、第 2 種特定製品からのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準（登録基準）は、次のとおりとする。（法第 31 条第 1 項、規則第 12 条の 6 関係）

- イ フロン類の引取りに当たっては、申出書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
- ロ 申出書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

軽微な変更

の変更の届出を陸運支局長を経由して地方運輸局長に行うことを要しない軽微な変更、又は、国土交通大臣が都道府県知事又は政令指定都市の長に通知することを要しない軽微な変更は、フロン類回収設備の能力又は数の変更であって、回収しようとするフロン類の種類の変更を伴わないものとする。

（法第 33 条第 3 項第 1 号、法第 33 条第 2 項において準用する法第 13 条第 1 項、登録手続特例省令第 3 条、登録手続特例省令第 4 条関係）

変更の届出

氏名、住所、事業所の名称・所在地、回収しようとするフロンの種類等を変更した場合には、届出書（国土交通省令様式第 2 ）に変更があった事項に関する書類（ のイ、ロ ）（変更後の書類）を添えて、陸運支局長を経由して、地方運輸局長に届け出なければならない。

（法第 33 条第 2 項において準用する法第 13 条第 1 項、国土交通省令第 3 条、登録手続特例省令第 5 条関係）

- (3) 回収基準 (法第 38 条第 2 項、法第 67 条第 2 項、登録手続特例省令第 6 条関係)
 第 2 種特定製品の冷媒回収口における圧力 (絶対圧力) の値が、一定時間が経過した後、次の表に掲げるフロン類の充てん量に応じ、同表に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。
 フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

フロン類の充てん量	圧力
2kg 未満	0.1 MPa
2kg 以上	0.09MPa

- (4) 運搬基準 (法第 39 条第 3 項、法第 67 条第 2 項、登録手続特例省令第 7 条関係)
 回収したフロン類の移充てんをみだりに行わないこと。
 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

- (5) 回収量の記録等
 第 2 種フロン類回収業者は、フロン類の回収、再利用又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、次に掲げる事項の記録 (電磁的方法でも可) を作成し、5 年間保存しなければならない。

(法第 33 条第 1 項及び第 2 項において準用する法第 22 条第 1 項、規則第 12 条の 9、規則第 12 条の 10 関係)

使用済自動車に係る第 2 種特定製品が廃棄される場合においてフロン類を回収した年月日、フロン類の引取りを求めた第 2 種特定製品引取業者の氏名又は名称、当該回収に係る第 2 種特定製品の台数及び回収したフロン類の量

フロン類を自動車製造業者等に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の量

フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用した年月日及びその量又は冷媒その他製品の原材料として利用する者にフロン類を有償若しくは無償で譲渡した年月日、その相手方の氏名若しくは名称及び譲渡したフロン類の量

(注) 規 則 …平成 13 年経済産業省・環境省令第 13 号
 登録手続特例省令…平成 14 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 号
 国土交通省令 …平成 14 年国土交通省令第 号